

令和2年度第1回青梅市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和2年7月31日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時00分

場 所 青梅市役所204会議室

委嘱委員(14人)

町田 幸子	番場 春枝	澁谷 章	檜島 章示	鹿児島武志
野本 正嗣	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一
宮野 良一	柳内 昭治	小関 哲哉	増子 俊彦	

出席委員(14人)

町田 幸子	番場 春枝	澁谷 章	檜島 章示	鹿児島武志
野本 正嗣	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一
宮野 良一	柳内 昭治	小関 哲哉	増子 俊彦	

欠席委員(0人)

説明のために出席した者の職氏名

市長 浜中啓一	市民部長 星野由援
保険年金課長 丹野博彰	収納課長 吉澤武司
健康課長 原島明	給付係長 小山幹三
資格賦課係長 藤原道人	収納管理係長 南條敦宏
徴収庶務係長 石田洋也	特定健診係長 塩野千春
健康課主査 久保智子	給付係主事 福原悠

傍聴者 2人

議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 報告事項
 - (1) 令和元年度青梅市国民健康保険事業の結果について
 - (2) 令和2年度青梅市国民健康保険特別会計9月補正予算(案)編成状況について
 - (3) 令和2年度青梅市特定健康診査等実施状況について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険の対応について

(5) 令和2年度青梅市国民健康保険税の税率等について

3 連絡事項

(1) 今後の会議日程等について

△市長挨拶

○市長 本日は、大変お忙しいところ、皆様方には今年度第1回目の青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

委員の皆様方には、日ごろより国民健康保険事業を始め、青梅市政全般にわたりまして御協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

また、三師会の先生方には、新型コロナウイルス感染症対策本部会議への出席をはじめ、市医師会では、青梅市としていち早くPCR検査を総合病院の敷地内で実施していただいておりますこと、心から御礼申し上げます。

さて、青梅市国民健康保険においては、近年、被保険者の減少が続いているものの、高齢化の進展、医療の高度化、生活習慣病の増加等により一人当たりの医療費は増加傾向であります。

一方、保険税収入の確保は、難しい状況が続いており、国民健康保険を取り巻く環境は、依然として厳しいものになっております。

このような状況の中、昨年度の本協議会において、国民健康保険税の改定について諮問をさせていただき、御審議賜りました。誠にありがとうございました。

このあと事務局から令和元年度の事業報告と令和2年度の現時点までの国保事業の状況について説明をいたしますので、皆様方の率直な御意見を頂戴したいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、国保事業にも大きな影響を及ぼしています。

今後とも、国保事業の安定した運営のため、協議会の委員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○保険年金課長 ありがとうございました。市長におかれては、公務の都合上、退席させていただきます。御了承よろしく願いいたします。

○市長 よろしく願いします。

○保険年金課長 それでは、本協議会を始めさせていただきたいと存じます。

本協議会の議長は、会長が務めることとなっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

○議長 新型コロナウイルスでマスク着用ということで、御聞き苦しい点があろうかと思えます。なるべく大きな声で、明瞭に発言しますので、よろしく御協力をお願いさせていただきたいと思えます。

それでは、本日はお手元にお配りしました会議日程に従いまして、進めさせていただきます。本日は報告事項5件並びに連絡事項1件でございます。皆様方の御協力を賜り、概ね15時頃を目途に、スムーズに進行できますようお願いいたします。

また、本会の会議については、公開することが定められております。本日は傍聴人がお二人来ておりますので入室していただきます。

△「日程 1」 会議録署名委員の指名

○議長 日程 1、会議録署名委員の指名を行います。

本会の規定に、議事録を作成することとされており、その真正を証するために、議事録への署名が、必要でございます。

今回は、田中委員と金子委員のお二人にお願いしたいと思います。

後日、本日の会議の議事録を、事務局が作成いたします。その議事録を確認の上、御署名いただきますようお願いいたします。

△「日程 2」 報告事項

○議長 それでは日程 2、報告事項に入ります。

(1) 令和元年度青梅市国民健康保険事業の結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 それでは、お手元の資料 1 をごらんください。令和元年度青梅市国民健康保険事業結果について御報告申し上げます。

資料 1、令和元年度青梅市国民健康保険事業結果をお目通しください。

1 ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計決算の状況の、1 令和元年度の決算状況でございます。

表左から 2 列目、歳入決算額は前年度より 3 億 4,874 万 1,222 円、2.4%減の 143 億 3,047 万 1,997 円となりました。また、歳出についても前年度より 4 億 4,059 万 3,347 円、3.0%減の 141 億 7,786 万 2,560 円となりました。歳入と歳出の差引額 1 億 5,260 万 9,437 円については、令和 2 年度へ繰り越しをいたしました。

この繰越金は、令和元年度に交付された国および東京都の負担金等について、令和 2 年度の実績報告に伴う返還金等に充てられます。

次に、2 繰入金の状況です。表の左から 2 列目をごらんください。被保険者の負担を軽減するために、一般会計から 16 億 8,298 万 5,621 円の繰入れを行いました。このうち赤字分であります財源補てん繰入金は、一番右の列、8 億 8,300 万円となりました。

続きまして、3、歳入・歳出の内訳であります。2 ページをお開きください。

歳入では、表の一番右、決算額前年度比較をごらんください。

令和元年度は、被保険者数の減少等により、国民健康保険税が前年度より 1 億 3,823 万 7,980 円の減少となりました。また、国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が入ったことにより、208 万 2,000 円の増額となりました。なお、繰越金については国や東京都から過大に交付された負担金等を返還するものであり、昨年度より 1 億 7,210 万 8,735 円の減となりました。全体の決算額は歳入が 143 億 3,047

万 1,997 円となり、前年度比では、2.4%の減となりました。

次の 3 ページ目は、歳入の内訳をグラフにしたものでありますので、後ほどお目通しいただき、次に、4 ページをお願いいたします。

歳出の状況であります。歳入と同様に表の一番右、決算額前年度比較をごらんください。歳出の多くを占める保険給付費は被保険者数の減少の影響などから 1 億 2,790 万 5,848 円の減となりました。同様に国民健康保険事業費納付金についても 1 億 5,336 万 613 円の減となりました。また、保健事業費については人間ドック受診料助成事業を元年度から開始したことなどにより、410 万 8,156 円増額となりました。

全体の決算額は、141 億 7,786 万 2,560 円となり、前年度比では、3.0%の減となりました。

次の 5 ページ目は、歳入と同様に内訳をグラフにしたものでありますので、後ほどお目通しいただき、次に、6 ページをお願いいたします。

令和元年度の国保の加入状況は、ページ中段に記載の左右の表のそれぞれ最終行をごらんください。左が世帯数、右が被保険者数の状況でございます。

世帯数、被保険者数とも前年度から減少となり、前年度と比較すると、世帯数では 563 世帯の減少、市世帯数に対する国保世帯数の割合は 32.4%となりました。

右の表、被保険者数では 1,451 人の減少となり、人口に占める加入者の割合は、23.8% となりました。また、昨年度、委員から御質問がありました外国人の加入者数ではありますが、国保被保険者数の合計欄に括弧書きで記載をさせていただき、元年度は 626 人となりました。

その下、国保被保険者数の内訳の表、最終行をごらんください。

一般被保険者の内訳では、特に就学児から 64 歳が 802 人減少したのに対し、70 歳以上の高齢受給者証対象者は 164 人増加しています。また、前期高齢者の加入割合は年々高くなっています。

続きまして、国民健康保険税の状況であります。ページ中断の左右の表をごらんください。令和元年度は、国民健康保険税の税率等の改定は行わず、課税限度額の医療費分のみ 3 万円の引上げを実施いたしました。

収納率では、滞納早期に文書催告や滞納者の実情に応じて、差押えを含めた滞納整理を行いました。その取り組みの結果、現年度分は前年度から 0.3 ポイント減の 93.6%、滞納繰越分は前年度から 8.4 ポイント増の 38.2%、全体では 2.6 ポイント増の 88.1% となりました。しかし、加入者数の減少や加入者の所得が伸びないことなどから、調定額、収入額ともに減少することとなりました。

次に医療費等の状況、療養諸費の動向についてであります。元年度の行と増減の行をごらんください。

療養諸費は、加入者の高齢化や医療の高度化などにより毎年増加しておりましたが、被保険者数では 26 年度、費用額では 27 年度をピークにそれぞれ減少し、元年度は対前年比で被保険者数 1,496 人、4.51%減の 3 万 1,649 人、費用額では、2 億 5,242 万 8,309 円、2.20%減の 112 億 3,519 万 3,750 円となり、減少したところです。一方、1

人当たりの医療費は 8,407 円増加し、35 万 4,994 円となりました。

費用額に対する保険者負担割合は、加入者の高齢者割合などにより、毎年変化しています。令和元年度は 70 歳以上の被保険者数がふえたこと等により、負担割合が上がりました。

次ページのグラフは、各年度の月別の療養諸費の保険者負担額の状況です。後ほどお目通しいただきたいと存じます。次に、10 ページをお願いいたします。

医療費等の状況、1 高額療養費の状況であります。上の表、最終行をごらんください。

令和元年度の高額療養費の支給状況は、被保険者数の減などから前年度より件数で 193 件の減少となりましたが、支給額は 2,615 万 5,116 円の増加となりました。病院等の窓口の支払いの段階で高額医療費が調整される現物支給分。限度額認定証や公費負担、高齢受給者などが該当いたしますが、その割合が多くなっています。

次に、2 その他の保険給付費であります。下の表、最終行をごらんください。

出産育児一時金は、件数 5 件、支給額 230 万 104 円の減少となりました。

葬祭費は、件数 52 件、支給額 260 万円の減少となりました。

結核精神給付金は、件数で 435 件、支給額 19 万 1,708 円の増加となりました。

次に、2 ページ飛ばしまして、13 ページをお願いいたします。

データヘルス事業であります。1 の後発医薬品差額通知は、先発医薬品が処方されている方に対し、先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の本人負担額との差額を通知するもので、6 月から 3 月までの毎月、計 10 回、延べ 5,630 人に通知しております。

実施機関は株式会社 NTT データに委託をいたしまして、月によって変動はありますが、徐々に普及率は上がってきており、現在 77.81%となっております。

国の目標である 80%に向けて、医療関係者の御協力をいただきながら、本事業を継続していきたいと考えております。

次に 2 の治療中断者受診勧奨事業は、治療を中断し、重症化することなどで高額な医療費が必要となる治療中断者に対して、医療機関への受診勧奨をする事業で、年 1 回、9 月に対象者 93 人に対し、受診勧奨通知を発送しました。このうち、31 人の方が医療機関を受診されております。

次に 3 の糖尿病性腎症重症化予防事業についてですが、糖尿病性腎症は放置し、重症化しますと、人工透析による治療に移行するなど、生活の質が極めて落ち、また医療費の高騰を招くため、重症化を予防することが重要であります。

対象者は、平成 30 年度の特定健診受診者の検査数値と診療報酬明細書の傷病名から抽出し、専門職による面談、電話支援を通して、重症化を予防していこうとするものであります。

対象者 177 人に対して事業の参加を呼びかけ、このうち 16 人が応募されました。途中、参加の継続ができなかった方がいらっしやいまして、最終面談実施者は 14 人となったところであります。

なお、委託先は株式会社 NTT データでございます。

本事業は、単年度での成果が出にくい事業であります。生活の質の維持や医療費の高騰を防ぐ観点から非常に重要な事業でありますので、今後も継続してまいる考えでございます。

以上でございます。

続いて、先ほど飛ばしました 11 ページ、12 ページと 14 ページの事業については、健康診査担当課でございます、健康課長から御説明申し上げます。

○健康課長 それでは、続きまして特定健康診査等の状況につきまして、御説明させていただきます。11 ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、1 の特定健康診査であります。高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の規定にもとづき、40 歳から 74 歳の青梅市国民健康保険被保険者を対象に、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームに着目しました健康診査を実施いたしました。

令和元年度の受診者数は、1 万 3,038 人で、前年度の平成 30 年度、1 万 3,511 人と比較いたしまして、473 人の減少でありました。受診率は、51.3%で、前年度の平成 30 年度 51.1%と比較いたしまして、0.2 ポイントの増加でありました。

(ア) 個別健康診査の実施期間は、平成 30 年度から 1 か月延長し、令和元年 6 月 1 日から 11 月 30 日までとし、途中加入者については例年通りの時期となる 12 月 7 日までとして、一般社団法人青梅市医師会に委託し、市内 41 医療機関で実施いたしました。

(イ) 受診率向上の取り組みとして、平日受診困難な働く世代に着目し、過去 2 年間未受診の 4,894 人を対象に 10 月の日曜・祝日の 2 日間、集団健康診査を実施しました。受診者数は 126 人で、初年度でありました平成 30 年度の 87 人と比較し、39 人増加いたしました。

(ウ) 新たな取組としまして、今年度より開始しました人間ドック受診料助成事業の結果を、本制度申請時に受診者の承諾をいただき、特定健診の結果として登録できる仕組み作りをしました。このことにより、553 人の受診者の結果を登録することが出来ました。

(エ) 他健康診査結果提出者につきましては、67 人に自費で受診した診断結果を提出していただきました。

次に、2 の特定保健指導であります。特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要があると判断された方を対象に、動機付け支援および積極的支援を実施いたしました。

実施期間は、令和元年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで、ほけんし株式会社に委託し、実施いたしました。

しかし、3 月より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、15 人の個別面談をキャンセルしております。

また、人間ドック受診料助成事業を新町クリニックで受診した方を対象に、新町クリニックで特定保健指導を受けることが出来るよう委託契約をしました。

(ア) 個別面談であります。利用者数は、動機付け支援、積極的支援を合わせ 206 人であり、前年度の 268 人と比較しまして、62 人の減少でありました。利用率は、動機付け支援、積極的支援を合わせ 15.3% であり、前年度の 17.9% と比較いたしまして、2.6 ポイントの減少でありました。

(イ) 指導内容といたしまして、運動に関するメニュー 3 種類と栄養セミナー 1 回を合わせて 5 回実施し、51 人が参加しております。3 月より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、セミナー 4 回を中止しております。

次に、12 ページをごらんいただきたいと存じます。

(ウ) 平成 30 年度継続支援であります。健康セミナーを 7 回、栄養セミナーと歯科セミナーを各 1 回、併せて 9 回実施し、164 人が参加しております。

終了者数であります。動機付け支援は 233 人、積極的支援は 25 人の合計 258 人、終了率は、動機付け支援は 21.0%、積極的支援は 7.4% で、合わせて 17.9% で、前年度の平成 29 年度と比較いたしまして、11.0 ポイント減少となりました。

次に、3 の受診率向上の取組についてであります。

(ア) 特定健康診査受診勧奨通知であります。健康診断の結果から、本人の向こう 1 年間に発生する医療費の期待値を予測し、それが何歳相当のものであるかを表した指標であり、令和元年度より新たに始めた事業になります。過去 5 年間の受診状況が不定期な 45 から 74 歳の 2,926 人へ受診勧奨通知を送付し、健診を受診された方は 1,414 人でした。

(イ) 血管年齢・体成分測定会を 7 月 9 日から 11 日の 3 日間、健康センターにおいて開催いたしました。対象者は前年度特定健診未受診者で、40 歳から 64 歳までの若い年齢層を対象として、受診勧奨はがきを通知し、126 人の方に御参加いただきました。内容といたしましては、パネル展示や血管年齢、血圧、体成分測定など各種測定や健康相談、栄養相談を通じて、特定健診の受診勧奨を行いました。

次に (ウ) 健診結果の活かし方講座を 3 回開催し、講座を通じて受診勧奨と健診を活かした健康づくりの指導を行い、40 人の方に御参加いただきました。

13 ページをごらんいただきたいと存じます。

データヘルス事業の 4、講演会についてであります。

(ア) 慢性腎臓病予防講演会を 4 月 10 日、健康センターにおいて開催いたしました。対象者は前年度の受診結果から eGFR50 未満または尿蛋白+以上の方へ案内通知と併せて再検査通知を送付し、本会委員の野本委員による講演会として 75 人の方に御参加いただきました。

次に (イ) 糖尿病予防講演会であります。先ほどの慢性腎臓病予防講演会同様に受診結果から対象者を抽出し、6 月と 7 月の 2 回、健康センターにおいて野本委員の講演と健康運動指導士、管理栄養士による指導を行い、合わせて 61 人の方に御参加いただきました。

次に (ウ) 脳梗塞予防講演会であります。(ア) (イ) の講演会と同様に受診結果から抽出した対象者と、一般市民の方を対象に令和 2 年度の講演を予定しております。

たが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に中止を決定いたしました。

次に14ページ。人間ドック受診料助成事業について説明させていただきます。初めに1概要についてであります。

(1) 助成内容ですが、青梅市国民健康保険の被保険者が下記の5医療機関で受診した人間ドックの費用のうち、1年度に1回を限度として、2万円を助成する制度であります。

次に(2) 助成対象者ですが、青梅市国民健康保険の被保険者で、受診時点の年齢が30歳以上の者であります。

次に(3) 事業開始日ですが、平成31年4月1日から実施しております。

続きまして2交付状況についてであります。

この表の見方ですが、左から委託契約をしている医療機関名、利用者から申請を受けて利用券を交付した交付者数、医療機関から人間ドックの受診報告を受けた件数の受診者数となっております。

医療機関別受診者でみますと、唯一、市内にある新町クリニックの547人が最も多く、続いて、公立阿伎留医療センターが39人、公立福生病院が37人と続きます。

全体でみますと、当初の計画のとおり、年間660の方が受診されました。

なお、前回開催の際に年間820の方が受診する見込みと上方修正をいたしました。上方修正の見込み通りとならなかった理由につきましては、冬季に入り、受診希望者が減少したこと、1月以降は新型コロナウイルス感染症の拡大から、受診を控える方がいらしたものと推定しております。

以上で特定健康診査等の状況、データヘルス事業の講演会および人間ドック受診料助成事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。長くなりましたが、昨年度の保険事業の結果の報告でございます。御質疑を賜ります。いかがですか。

被保険者も医療費も下がっております。人口の減少が主な要因だと思うが。

○委員 保険料絡みなんですけど、外国人の方が被保険者にいらっしゃる。そうするとコロナの時代ですから、そのまま帰国されたりということで、医療機関に払うべき自己負担分が回収できないとなった場合には、保険者が回収する形となるんですけど、そういう事例は出てきてますでしょうか。

○保険年金課長 事例的には、外国人でも住民登録をして国民健康保険に入っている方はまだ良いんですが、入られていない方はそういう事例が総合病院などで多々あると思います。現状国民健康保険としての事例は確認したところ、今のところないということでございます。

○委員 資料1の9ページのグラフについてお願いがあります。この折れ線グラフを

見ると、総額で作っているために28年、29年、30年、令和元年と療養費がずっと下がっているというふうに見えるんです。

ですから、このグラフは被保険者1人当たりで作られた方が、医療費が伸びているかどうかの傾向がわかると思うんです。総額ですと、真剣に見ないでこれだけ見て、これだけ医療費下がっているじゃないかと思われてもいけないので、是非これは加入者1人当たり置き換えた資料を作っていただいた方がよろしいかと思いましたが、提案させていただきます。

○保険年金課長 そのような形で今後させていただきたいと思います。

○委員 特定健診の絡みで、今年も受診券をいただきましたが、ある医療機関に行ったところ、コロナの絡みで、11月末までの検査がひょっとしたら枠が減って、早めるかもしれない。だから早く受けなさいというような指示をいただいたんですが、そういったことはあるんですか。

○健康課長 期間についての変更はないんですが、1回に受け付けられる人数を減らしている。密にならないようにしている状況はあると思います。

○委員 もう1個、65歳以上の肺炎球菌。これの昨年の該当人数とか実施者数というのはわかりますでしょうか。

○健康課長 高齢者肺炎球菌の実施者数でよろしいですか。

○委員 はい。

○健康課長 令和元年度につきましては接種者数として、生活保護受給者が53人、その他の方が1,314人、合わせて1,367人接種されております。

○議長 よろしゅうございますか。

意見、質問等は以上とさせていただきます。次に移ります。

次に、(2)令和2年度青梅市国民健康保険特別会計9月補正予算(案)編成状況についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 資料2、令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算案でございます。

今回の補正につきましては、国民健康保険を担当する職員の減に対する補正と令和元年度の決算に伴う都支出金の精算に関する補正であります。

説明につきましては、資料2の裏面をごらんください。

歳入の5の繰入金でございます。

国民健康保険を担当する職員の数を21人から20人へ変更したことによる事務費繰入金を削減するものであります。

次に、歳入の6の繰越金でございます。

まず、令和元年度に国および東京都から過大に交付された負担金などを、2年度中に返還する財源として、元年度の歳入歳出の残額を、2年度に繰り越すものであります。

また、令和元年度中に執行できなかった特定保健指導について、令和2年度に執行するため、当該未執行額を繰越明許として繰り越すものであります。ちなみに繰越明許とは、事業の性質上または予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みのものについて、予算で限度額を定めることにより、翌年度に限り、繰り越して使用することができる経費を繰越明許と言っております。

現時点で返還額が確定しているものと、現時点で金額の確定していないものを含めた、1億4,890万8,000円を繰越金に増額しようとするものであります。

次に、歳出をごらんください。

まず、歳出の区分欄、1の総務費であります。先ほど説明した、職員の1人減に伴う一般管理経費を、893万円減額するものであります。

次に、8の諸支出金であります。令和元年度に東京都から交付された特定健康診査等負担金について、実績報告に伴い、返還金額が確定した、合計982万8,000円と未だ金額の確定していない都支出金返還金相当額として、歳入の繰越金額から確定している返還金の見込み額を除いた残りのうち、1億3,908万1,000円を償還金返還および還付金に増額しようとするものであります。

以上で9月補正予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。御質疑のある方はどうぞ。

職員を減らして大丈夫なの。

○保険年金課長 会長から今職員を減らして大丈夫なのというお話ですが、この理由といたしましては、国保の被保険者が減少し、後期高齢者医療への移行により、後期高齢者の方の被保険者数が増加をしている状況があります。

後期高齢者医療係というのが別個にあるんですが、そちらの業務が年々大変増加していることから、国保業務とのバランスを図るために、国民健康保険の給付係の方から、後期高齢者医療係へ主任職1人を課内で異動させたということで、その人件費につきましては、後期高齢のほうで見ておりますので、1人減という形になります。

なお、後期高齢の人数は少ないといいますが、今大体1万9,000人、2万人弱。国民健康保険が3万1,000人ですから、国保のほうに8人いて、後期高齢が4人だった所を、国保のほうを7人にして、後期高齢を1人増やして、5人にしたということ

で、1人減で、このような形で補正をさせていただいたということになります。

会長に御心配していただきました実務については大変厳しくはございますが、後期高齢の方の実務も、国保と対象者は違えど、実務は同じですので、事業のバランス的に調整を図ったということで御理解いただければと思います。

○委員 1人減というのはすごく大変なことです。被保険者が減ったからと言って、その理由で一般的な事務の種類は同じわけです。他の手で、例えば派遣とかアルバイトで補うべきではないですか。

○保険年金課長 現時点で会計年度任用職員、いわゆる臨時職員、4月から名称を変えたんですが、そういうような方を活用しながら、随時、繁忙期や通常業務等でお願ひできる所につきましては、その都度お願ひをして、常時対応しているところでございます。

○委員 保険給付費等交付金返還金というのは、都に毎年このペースで返すものですか。

○保険年金課長 毎年ではなく、国保の場合は会計年度がずれてやりますので、その翌年清算ですとか、毎年、医療費のかかり具合だとか、被保険者数だとか、色々な関係があるので、金額的にはこれを毎年ではなく、その都度その都度、計算したものを積み立ててお返しするという形になっております。

○委員 青梅市は制度を維持していくのにバランスよく返している方ですか。

○保険年金課長 年に応じてかかった費用に対しての返還となりますので。

○委員 制度が変わって今年で返すのは2回目でしたか。

○保険年金課長 毎年、精算をして返すんです。最初もらって、実績を合わせて、もらった額が多いので、お返しするという形です。毎年決められたものではなく、清算が必ず発生するんですが、多めにいただいて、実績から残った分を返すという形になります。

○委員 今まで青梅市はいろいろ借りていたんでしょう。

○保険年金課長 保険給付費とは違う件かなと思いますが。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 他に。いいですか。

以上とさせていただきます。それでは、次に移ります。

(3) 令和2年度青梅市特定健康診査等実施状況についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○健康課長 それでは資料3、令和2年度特定健診、特定保健指導等の状況につきまして、説明させていただきます。

まず、1の特定健診についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年6月1日から実施しておりますが、令和2年度につきましては、1か月遅れの7月1日から実施しております。医療機関数につきましては、閉院などの理由から、3医療機関減の38医療機関にて実施しております。

また、受診率向上のため、今年度は1月の日曜日に2日間、集団健診を実施する予定でございます。

受診券等の交付は、特定健診2万4,470人、後期高齢者医療健診1万7,626人に受診券を交付いたしました。

次に2の特定保健指導についてであります。1)令和元年度継続分といたしましてお腹シェイプエクササイズセミナーを初め、5つのメニューで計7回セミナーの開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全て中止いたしました。

令和2年度実施予定としましては、有限会社ハイライフサポートが令和元年度にプロポーザル方式で決定し、本年11月から開始する予定であります。

次に3の受診率向上の取り組みについてであります。昨年度に引き続き健康年齢通知による受診勧奨を実施する予定であります。今年度は、対象者を若年層に絞り、今後も継続的に特定健診を受診していただくことを目的といたしました。ただし、受診歴が1度もない方は、反応率が悪いことを考え、今回は対象外といたしました。

健診結果の活かし方講座につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら、今後開催を検討してまいります。

その他、データヘルス事業で行っている各種講演会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。ただし、4月に予定しておりました慢性腎臓病予防講演会につきましては、中止決定前に申込をした方56人に、6月と7月に予定しておりました糖尿病予防講演会対象者の方396人に対しましては、疾病予防に関するパンフレットを送付し、重症化を予防していただくような働きかけを実施いたしました。

以上で、令和2年度特定健診・特定保健指導等の状況につきましての御報告を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。いずれにしてもコロナ、コロナでできなくて大変だ。

それはそれとして何か御意見ありますか。

○委員 地域医療機関が3院閉院したと、こういうお話なのですが、現実的には高齢者の方は地域医療、身近なところでお医者さんに掛かりたい。私の方の地区でも、1つ病院が閉院して、沢井診療所がすごく混んでいます。なかなか健康診断を受けるにも、年寄りが並んでいるんです。

こういう状況も出たりしているのですが、市が直接医療機関を何とかするというのはできないと思いますが、何か医療機関を減らさない方法というか、できたら増やしてもらいたいとも思うのですが、そういうことについて何かお考えはあるのでしょうか。

また、どういうわけで減ったのかお分かりになっているのでしょうか。

わかる範囲で結構です。難しい質問していて、答えを出さなきゃいけないわけではないので。

○委員 お1人は御高齢で、後期高齢者で厳しいということで、お辞めになられた。あと1人は御病気で。あと1人は情報がわかりませんが。

○委員 ここで言っているかわかりませんが、奥多摩町が曜日指定の診療所しか開設していない関係があって、科目的に何曜日、何曜日ということで、私は沢井の方にいるんですけども、今回二俣尾の病院がなくなって、古里の診療所がなくなって、沢井の診療所がすごく混んでいる。奥多摩から来ている。健康診断なんかも来ていますから。そういうのは行政として、なんかやっぱりちょっと。

混雑して儲かってくれるならいいとは思いますが、地元で通常、日常生活で使っている人が。

○議長 なかなか充分使いきれない。

○委員 というような気がするのですが。御配慮いただけたらと。

○健康課長 青梅市医師会さんと例年協議して、新たに受診できる医療機関があるか等の検討はしているのですが、なかなか実際難しい状況ということで御理解いただきたいと思います。

○委員 現状はわかっているのだけど。要は迎えに来てくれたりとか、色々するような所に、今まで高齢者の方が行っていたのです。そういうのがなかなか減ってくると、受診そのものも難しくなるという所もあるような気がします。

○議長 他にございますか。

それでは特にございませんので、次に移ります。

(4) 新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険の対応についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 資料4をごらんください。

報告事項(4) 新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険の対応について説明をさせていただきます。

資料4をごらんください。

青梅市において実施しております、新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応につきましては、資料4の1枚目のとおり現在実施しております。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免、国民健康保険税を含む地方税の徴収猶予の特例制度および傷病手当金の支給について記載したこのチラシを7月上旬に発送しました国民健康保険税納税通知書に同封して、国民健康保険被保険者全世帯に送付し、周知いたしました。

また、それに先立ちまして、市ホームページおよび市広報6月15日号において周知を図り、現在該当する方の申請を受付しているところであります。

1枚目のチラシにもとづき、各制度を簡単に御説明いたします。

まず、国民健康保険税の減免についてであります。

対象となる方は、①のとおり、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に対して、申請により保険税を全額免除します。

また、②のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯に対しては、申請により、減免対象の保険税額に対して、主たる生計維持者の前年所得額に応じて、全額または4段階の割合で保険税を減免するものであります。

なお、減免対象となる保険税は、令和元年度および令和2年度の保険税で、原則令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとなっております。

チラシの裏面をごらんください。

続きまして、地方税の徴収猶予の特例制度についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において事業等にかかる収入が前年と比べて減少し、一時的に納税を行うことが困難である場合に、申請により担保の提供を受けずに国民健康保険税を含めた地方税の納付を最大1年間猶予するものであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給についてです。

青梅市国民健康保険の被保険者で給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われる方に、申請によ

り傷病手当金を支給するものであります。

支給の対象となる期間は、仕事をするができなくなった日から数えて連続3日を経過した後、4日目以降仕事につくことができない期間に対して、被保険者の給与等の日額の3分の2に応じた金額での支給となります。

続きまして、資料4の2枚目をごらんください。

ただいま御説明いたしました各制度の、7月20日現在の受付状況であります。

まず、1の国民健康保険税の減免につきましては、令和元年度分は申請件数が70件で、見込みを含む減免額は131万2,900円、令和2年度分は108件で1,503万1,500円、合計178件で1,634万4,400円となっております。

なお、申請された世帯数は110世帯で、令和元年度分と2年度分を同時に申請された方もおられます。

続きまして、2の国民健康保険税の徴収猶予につきましては、令和元年度分は申請件数が12件で、猶予額は63万8,600円、令和2年度分は17件で161万9,100円、合計29件で225万7,700円となっております。

なお、申請された世帯数は申請件数合計と同じく29世帯となっております。

最後に、3の傷病手当金につきましては、申請件数が1件で、記載はありませんが4日分、支給額は1万6,956円となっております。

なお、1の国保税の減免額および3の傷病手当金につきましては、国の災害等臨時特例補助金および特別調整交付金により、全額財政支援される予定となっております。以上で、報告事項(4)の新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険の対応についての説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。財源的には国が全部持ってくれるということですが、何かお尋ねしたいことはございますか。

特にございませんので、以上で質問は終わらせていただきます。

次に(5)令和2年度青梅市国民健康保険税の税率等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 報告事項(5)、資料5をごらんください。

令和2年度青梅市国民健康保険税の税率等について説明をさせていただきます。

資料5をごらんください。令和2年度青梅市国民健康保険税の税率等につきましては、令和元年度の本運営協議会において諮問および資料5のとおり答申いただきました税率等を、青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例として、令和2年2月市議会定例会にて提案させていただき、原案どおり可決されたところでございます。

さて、前回、答申いただいた際の本運営協議会において、税率等が一度に上がるのは被保険者にとっては大変なことなので、上げ幅を少なくするために毎年改定することを検討していただきたいとの御意見をいただきました。

そこで事務局といたしましては、まず近隣の多摩地区他市町村の考え方を伺うため、

税率等の改定に関するアンケート調査を実施いたしました。

御手元の資料6にもとづき、アンケートの集計結果を御報告させていただきます。資料6をごらんいただきたいと存じます。

このアンケートにつきましては、1のとおり東京都下29市町村に依頼し、全市町村から回答をいただいております。

2のアンケートの設問と回答についてであります。

まず(1)の税率等の改定の頻度を伺ったところ、毎年改定している自治体が9自治体、2年に1回が10自治体、3年に1回が3自治体となっております。その他の回答といたしましては、毎年または2年に1回改定を検討している自治体や、財政健全化計画にもとづき、今後は2年に1回の改定を予定している自治体などがありました。

続きまして、(1)で毎年の税率改定以外の回答をいただいた自治体に、(2)の税率等改定の頻度を毎年といったように多くすることを検討しているかを伺ったところ、はいの回答が2自治体、いいえが18自治体となりました。

最後に(1)で毎年の税率改定以外の回答をいただいた自治体に、(3)の税率等改定の頻度を多くすることに対するメリット・デメリットを、それぞれ選択肢を設けて複数回答可として伺いました。

まず、メリットにつきましては、納税義務者への増税感の緩和を選んだ自治体が10自治体、自治体側の事務作業の効率化を選んだ自治体が3自治体となりました。その他の回答といたしましては、財政健全化計画の法定外繰入額の解消見込が立てやすくなる、市の財政状況が厳しい中では、毎年の改定により赤字繰入を削減することが望ましいといったものがありました。

次に、デメリットにつきましては、増税等に関する問合せ件数が毎年多く来る可能性があるを選んだ自治体が11自治体、自治体側の事務負担の増加を選んだ自治体が14自治体となりました。

その他といたしましては、被保険者への増税感や生活への影響が増加するといった意見もありました。

事務局といたしましては、このアンケート結果について、委員の皆様の御感想をこの後お伺いしたうえで、今後の改定に向けた参考資料として御活用いただき、今後、検討していただきたいと考えております。

以上で、報告事項(5)の令和2年度青梅市国民健康保険税の税率等についての説明を終わらせていただきます。

○議長 アンケートの説明が終わりました。一長一短あるんですが、うちのほうは2年に1回。難しいです、どちらに転んでも。アンケート結果はこういう結果になります。今、御出席の各委員の忌憚のない御意見で結構ですので、御発言いただければと思います。

○委員 毎年というのと、2年に1回というのが拮抗している状況なんですが、青梅

市はこれまでずっと定期的、2年に1回のスタイルをとってきた経緯がありますし、それに慣れているというのもあって。

それから毎年税率が改定されて、当然プラスの国保の運営をしている状況ではない。その傾向はずっと推移するという推定ですから、それを毎年、毎年少しずつ上げていくということの抵抗感もあるようには私的には思います。

そういった意味ではこれまで慣れ親しんでいる状況の中で改定というか、税率を検討しても良いのかなど。

それから先ほど、委員も言ったように、東京都国保の制度が変わった状況の中で何年までに上げなさいという状況もありますから、まずそれを一定の所に近づけていくというのが国保運営の基本で良いのかなと私は思います。

○議長 広域的な国保運営ということで、東京都が基本的に中心となりました。

青梅の場合もまだまだ一般会計からの繰入れが多いんですけれども、そちらに移行していく、包括的になっていくわけですから。

他にいかがでございますか。

○委員 メリット感が。毎年上げられるようになると我々も出席が大変ですし、それを準備する事務方も大変ですし。結果的に2年に1回上げることと、毎年上げることと終着点は同じではないかという感じがするんですが。

○議長 先生方いかがですか。ドクターの立場から。

○委員 今まで通り2年に1回がいいかなと思います。

○委員 このアンケートでもっと1年に1回が多かったら別なんですけど、このくらいだったら2年に1回で様子を見て、またしばらくしたら、他の所の情勢を教えてもらいながら、考えても良いんじゃないかと思います。

○議長 という意見等もございます。いずれにしてもこの辺の意見を参考にしながら、税の改定については検討していくということで、市のほうでその辺また考えていくと思いますので、今日の各委員の発言をベースに、またアンケートも中心にやっていただけだと思います。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは特にございませんので、以上でこの内容の件については終了いたします。次に移ります。

△「日程3」 連絡事項

○議長 次に、日程3、連絡事項に移ります。

(1) 今後の会議日程等について、事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 今後の日程でございますが、次回の会議につきましては、来年1月を予定しております。

会長と日程調整後、後日、通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで委員の皆様にお諮りしたいことがございます。

会議の出欠等の確認でございますが、今後、メールでのやり取り等に変更させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

御承認いただけるようであれば、お帰りの際に保険年金課のメールアドレスをお渡しいたしますので、8月14日までに、空メールを送っていただければ幸いです。

なお、資料につきましては、これまでどおり事前に送付をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御協力いただける方で結構でございますので、もし御協力いただけるということでありましたら、よろしく願いしたいと存じます。以上です。

○議長 ということ、メール送信ですので、携帯でも良いの。

○保険年金課長 携帯でも大丈夫です。

○議長 特にこのメールのやり取りについて、反対の人はいないわけですよね。まずそれはよろしいですか。どうしても携帯がということであれば、その旨担当に言えば大丈夫ですし、メールでいいという人は、事務局からもらって、空メールを送ってもらえればよろしいかなと思います。そういうことでよろしいですか。ありがとうございます。それではそのように事務局のほうに取り計らっていただきます。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第1回青梅市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。